

全国一斉!

ご相談は
無料です!

法務局 休日相談所

日常生活の様々な
心配ごと、困りごと...

土地・建物の相続の登記や抵当権の抹消の登記に関するご相談

法定相続情報証明制度に関するご相談

会社・法人の設立の登記や役員の変更の登記に関するご相談

隣地との筆界に関するご相談

いじめなどの人権問題に関するご相談

戸籍の届出、国籍の取得、帰化手続等に関するご相談

地代・家賃の供託に関するご相談

公証（遺言、会社定款）に関するご相談

「相続登記」を放置していませんか？
相続が2回以上重なると
登記手続がますます難しくなります。



法務局職員
公証人
司法書士
土地家屋調査士
人権擁護委員
が、相談をお受けします!
〈秘密厳守〉
〈要予約〉

日時

平成29年10月1日(日) 午前10時30分から午後4時まで

場所

山形屋1号館 7階 社交室
(鹿児島市金生町3番1号)



人権イメージキャラクター
人KENまる君

【ご予約・お問合せ】

鹿児島地方法務局 総務課

TEL 099-259-0667

(平日8:30から17:15まで)



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん

法定相続情報 証明制度

あなたの
相続手続きを
応援します！



平成29年5月29日(月)サービス開始!!

面倒な相続手続きを
より速く!
より便利に!

未来につながる相続登記
不動産の
相続登記を
お忘れなく!
次の世代へのつとめです



「法定相続情報証明制度」とは、相続人が法務局（登記所）に必要な書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する制度です。

この制度を利用することにより、相続登記を含む各種相続手続きで戸籍謄本一式の提出の省略が可能となります*。

*相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先の各機関にご照会ください。

全国一斉！法務局休日相談所 案内図

相談会場

